

令和3年第4回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年11月30日（火）

議事日程（第1号）

令和3年11月30日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））
報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 3 議案第59号 常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について
議案第60号 常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の一部改正について
議案第61号 常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
議案第62号 常陸太田市第6次総合計画後期基本計画について
議案第63号 茨城北農業共済事務組合の解散について
議案第64号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
議案第65号 常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について
議案第66号 常陸太田市営斎場に係る指定管理者の指定について
議案第67号 常陸太田市営里美斎場に係る指定管理者の指定について
議案第68号 常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について
議案第69号 常陸太田市道の駅ひたちおおたに係る指定管理者の指定について
議案第70号 常陸太田市物産センターこめ工房に係る指定管理者の指定について
議案第71号 常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設に係る指定管理者の指定について
議案第72号 常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第73号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について
議案第74号 令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第75号 令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第76号 令和3年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 77 号 令和 3 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 78 号 令和 3 年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 79 号 令和 3 年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第 10 号及び報告第 11 号（一括上程・報告案件説明）

日程第 3 議案第 59 号ないし議案第 72 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第 73 号ないし議案第 79 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

14 番	川 又 照 雄 議 長	5 番	藤 田 謙 二 副議長
1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
6 番	深 谷 涉 議 員	7 番	平 山 晶 邦 議 員
8 番	益 子 慎 哉 議 員	9 番	菊 池 伸 也 議 員
10 番	深 谷 秀 峰 議 員	11 番	高 星 勝 幸 議 員
12 番	成 井 小 太 郎 議 員	13 番	茅 根 猛 議 員
15 番	後 藤 守 議 員	16 番	黒 沢 義 久 議 員
17 番	高 木 将 議 員	18 番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八 千 代 教 育 長
加 瀬 智 明 政 策 推 進 室 理 事	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市 民 生 活 部 長
柴 田 道 彰 保 健 福 祉 部 長	根 本 勝 則 農 政 部 長
中 野 亘 商 工 観 光 部 長	古 内 宏 建 設 部 長
柴 田 雅 美 会 計 管 理 者	畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長
大 関 正 幸 消 防 長	武 藤 範 幸 教 育 部 長
榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 田 和 也 秘 書 課 長
高 木 道 安 総 務 課 長	井 坂 光 利 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹川雅之 事務局長 富田弘明 次長兼議事係長
秋山弘行 総務係長

午前10時開会

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和3年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

3番 菊池勝美議員 15番 後藤守議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。去る10月7日、ひたちなか市において県北市議会議長会が、同じく22日、日立市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、教育委員会から令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書が、お手元に配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和3年9月、10月及び11月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	宮田達夫君	教育長	石川八千代君
政策推進室理事	加瀬智明君	総務部長	綿引誠二君
企画部長	岡部光洋君	市民生活部長	磯野初郎君
保健福祉部長	柴田道彰君	農政部長	根本勝則君
商工観光部長	中野亘君	建設部長	古内宏君
会計管理者	柴田雅美君	上下水道部長	畠山卓也君
消防長	大関正幸君	教育部長	武藤範幸君
農業委員会事務局長	榊一行君	秘書課長	岡田和也君

総務課長 高木道安君 監査委員 井坂光利君
以上、18名でございます。

市長挨拶

○川又照雄議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 おはようございます。令和3年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃から議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、現在、市におきましては、新年度予算の編成作業を進めているところでございますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に全力を尽くすとともに、ポストコロナにおいても持続的な成長を図るため、国の基本方針でありますグリーン社会の実現、官民を挙げたデジタル化の加速、日本を元気にする地方創り、子どもを産み育てやすい社会の実現を施策に盛り込みながら推進してまいります。

また、このたび作成いたします第6次総合計画後期基本計画に基づき、各種施策を進めますとともに、特に、安全安心なまちづくり、健康で快適な市民生活の実現、少子化人口減少対策、活力ある産業づくりの4つの重点項目につきまして、デジタル化及びカーボンニュートラルの取組を関連づけ、時流を先取りした施策展開を行ってまいります。

さらに、限られた予算を効率的に活用するため、実績や前例にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底してまいりますとともに、これまで各課の事業として、それぞれに実施をしている施策等について、市民の立場に立ち、1つのパッケージとして見える化するなど、目標に向かって各部各課が連携して事業展開を図ることができるよう進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症でございます。11月に入りまして、茨城県内の新規感染者数は1桁台で推移し、現在、落ち着きを見せている状況でございます。

当市のワクチン接種につきましては、先週末現在で、接種対象者の90.1%が1回目の接種を、そのうち87.5%の方が2回目の接種を終了し、順調に推移をしております。

さらに、来年の1月からは医療従事者、2月からは高齢者の3回目のワクチン接種を行う予定でございますが、市議会からいただいたご意見やご要望、これまでの経験を踏まえめるとともに、引き続き、国、県、医師会など関係機関と連携を図りながら、ワクチン接種が円滑にできますよう準備を進めてまいります。

次に、9月の市議会定例会以降の主な出来事につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、国道461号北沢トンネルの開通についてでございます。10月23日に、長年地元の皆様が待ち望んでおりました北沢トンネルが完成し、供用を開始いたしました。トンネルの開通によりまして、地域交通の利便性の向上と緊急避難道路としての安全確保が図られますとともに、当市の竜神大吊橋や袋田の滝、花貫溪谷など、県北地区を結ぶ周遊ルートが形成され、交流

人口の拡大や県北地域の振興に大いに寄与するものと期待をしているところでございます。

次に、東部土地区画整理事業についてでございます。11月8日に、東部土地区画整理事業組合と茨城県警察本部におきまして、保留地の売買契約調印式が行われました。

新庁舎の開署につきましては、令和5年度を予定しているところでございますが、庁舎の建設により、署員の職場環境の改善が図られますことはもちろんのこと、より一層の治安維持と市民の安全・安心の確保が図られるものと期待をしているところでございます。

残る区画につきましても、引き続き雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、商業・業務系施設等の誘致を促進し、魅力ある市街地づくりを進めてまいります。

次に、市政懇談会についてでございます。昨年はコロナ禍により中止をいたしました。本年は11月11日から里美地区を皮切りに、市政懇談会をスタートいたしました。密を避けるために、公民館単位を基準といたしまして、市内10地区程度で2年間にわたり実施をしております。

懇談会では、市政の現状や重点事業、東部地区開発などのプロジェクトにつきまして説明した後、市民の皆様から、それぞれの地域の課題等につきましてご意見をいただき、市民の声を市政に反映をしておりますとともに、引き続き市民との協働によるまちづくりを推進してまいります。

次に、イベント等の開催についてでございます。

初めに、里美かかし祭につきましては、10月30日から1か月間、秋の味覚祭は中止といたしまして、感染防止対策を講じながら、58点の力作を展示してまいりました。期間中は、昨年度と同数の約2万9,000人の方が来場されたところでございます。

次に、コロナ禍で中止の予定でありました竜神紅葉まつりにつきましては、11月の1か月間、竜ちゃん乃湯や青蓮寺などを巡るスタンプラリーを開催いたしました。

また、11月20日を皮切りに、竜神カフェにおきまして、4回のコンサートを開催いたしました。常陸太田少年少女合唱団の皆さんや常陸太田大使のマシコタツロウさんなどが出演し、多くの方が来場され、紅葉の下でのコンサートを満喫していただきました。

竜神大吊橋につきましても、感染防止対策を講じて、渡橋を実施しているところでございますが、10月、11月の2か月間の渡橋者は約5万1,000人で、一昨年の6万7,000人と比較し、約8割まで戻ってきたところでございます。

なお、竜神大吊橋の渡橋者につきましては、平成6年4月のオープン以来、本年12月に80万人を到達する見込みでございます。こうした機会をチャンスと捉え、引き続き施設のリニューアルを含め、バンジージャンプ等と連携を図りながら、竜神峡周辺へのさらなる誘客のため、様々なイベントを展開してまいります。

次に、市役所ロビーコンサートについてでございます。コロナ禍で、外出の自粛やイベントの中止など、我慢を強いられております市民の皆様にも少しでも元気を取り戻していただけるよう、市役所ロビーコンサートを企画いたしました。

第1回目となります11月25日には、マシコタツロウさんをお迎えし、200名を超える市

民の方が来場され、演奏に聴き入っておりました。12月には、市内のハンドベル奏者によりますクリスマスソング、1月には、三味線奏者をお迎えする予定ですが、その後も市民団体等の発表の場として、月1回のロビーコンサートを企画してまいります。

引き続き、様々なイベント等の開催や、積極的な誘客事業を再開し、コロナ禍で落ち込んだ観光や飲食業など、地域経済の早期回復につなげてまいりたいと考えております。

次に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、補正予算に関する専決処分の報告2件、条例の一部改正3件、第6次総合計画後期基本計画、茨城北農業共済組合の解散及び解散に伴う財産の処分、指定管理者の指定8件、令和3年度補正予算7件、合わせまして23件でございます。

また、議会最終日に、指定管理者の指定1件及び補正予算1件を追加する予定でございます。

この補正予算につきましては、新年度より市内のデジタル化をスムーズに進めるため、庁内情報ネットワークの根幹となる無線化等の工事を行いますとともに、一部職員の端末を先行して整備するものでございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、担当部長よりご説明をさせていただきます。議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月15日まで16日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日まで16日間と決定いたしました。

日程第2 報告第10号及び報告第11号

○川又照雄議長 次、日程第2、報告第10号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））、報告第11号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第10号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページに専決処分書の写しがございますが、新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る予算措置について、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）を本年10月26日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、同年9月22日付、厚生労働省からの事務連絡により、3回目となる新型コロナウイルスワクチン追加接種の接種体制を早急に整えるよう要請があったことに伴うものでございます。

補正の内容につきましては、恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ390万7,000円を追加し、総額を256億2,794万6,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金390万7,000円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

4款1項2目予防費の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料として390万7,000円を追加したものでございます。接種券の作成数は、2回目の接種が完了いたしました4万7,100人分でございます。本年度中の接種開始に当たり早急に接種券を作成する必要があったため、その経費を計上したものでございます。

報告第10号については、以上でございます。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

報告第11号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

12ページに専決処分書の写しがございますが、子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算措置について、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）を本年11月22日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、同年11月19日に閣議決定された、18歳以下の児童を養育する子育て世帯への臨時特別給付金を、年内に支給開始することに伴うものでございます。

補正の内容につきましては、恐れ入りますが、14ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,526万3,000円を追加し、総額を259億1,320万9,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、19ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金の補正につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金及び同給付金事務費補助金、合わせまして2億8,526万3,000円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

20ページをご覧ください。

歳出でございます。

3款2項3目児童措置費の補正につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る事務費及び給付金、合わせまして2億8,526万3,000円を追加したものでございます。

本市におけます給付対象者は、18歳以下の児童を養育する所得制限限度額未満の4,189世帯で、対象児童数は5,667人、給付額は対象児童1人につき5万円、支給開始時期は年内を予定しております。

報告第11号については、以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第59号ないし議案第72号

○川又照雄議長 次、日程第3、議案第59号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について、議案第60号常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の一部改正について、議案第61号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第62号常陸太田市第6次総合計画後期基本計画について、議案第63号茨城北農業共済事務組合の解散について、議案第64号茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、議案第65号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について、議案第66号常陸太田市宮齋場に係る指定管理者の指定について、議案第67号常陸太田市宮里美齋場に係る指定管理者の指定について、議案第68号常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について、議案第69号常陸太田市道の駅ひたちおおたに係る指定管理者の指定について、議案第70号常陸太田市物産センターこめ工房に係る指定管理者の指定について、議案第71号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設に係る指定管理者の指定について、議案第72号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について、以上14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の24ページをお開き願います。

議案第59号は、常陸太田市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が本年8月4日に公布され、来年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、26ページをお開き願います。

今回の改正は、出産育児一時金について改正するものでございまして、現在、条例第7条の規定により、表の右側、現行欄に記載の40万4,000円を基本額として支給しておりますが、この基本額を表の左側、改正案のとおり40万8,000円に改めるものでございます。

この出産育児一時金につきましては、国民健康保険に加入されている方が出産をしたときに、出産費用の補助として、現在、条例で定められている基本額40万4,000円に、産科医療補償制度の保険料掛金1万6,000円を加算し、総額42万円を支給しております。

今回、産科医療補償制度の保険料掛金が4,000円引き下げられ、1万2,000円となりますことから、政令が改正され、この引下げ相当分を基本額において引上げられることにより、出産育児一時金の支給総額42万円が維持されるとともに、被保険者の出産に要する経済的負担の軽減が図られるものです。

恐れ入りますが、25ページにお戻り願います。

附則でございます。第1項は、施行期日を定めておりまして、本条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例施行の際の経過措置を規定しておりまして、本条例施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例とするものでございます。

議案第59号については、以上でございます。

続きまして、議案書27ページをお開き願います。

議案第60号は、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、災害の発生を未然に防止し、市民の安全と安心の確保及び良好な住環境の維持を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、30ページをお開き願います。

現在、本市におけます再生可能エネルギー発電設備の設置につきましては、現行の条例第7条において抑制すべき区域を定め、この抑制区域においては設置事業を行わないよう、設置者に協力を求めることとしております。

今回の改正では、この抑制区域の規定に加え、改正案のとおり新たな第7条として禁止区域の規定を新設し、自然災害の発生が危惧されますご覧の第1号から第6号までの6つの区域を指定いたします。

これは、近年の全国的な集中豪雨などによる自然災害の発生状況を鑑み、本市においても、自然災害の発生が危惧される区域を何人も設置事業を行ってはならない禁止区域として条例で規定し、災害の発生を未然に防ぐ取組をより強固に進めることにより、さらなる市民の安全と安心の

確保及び良好な住環境の維持に努めるものでございます。

なお、31ページから33ページにかけては、この禁止区域の規定を新たな第7条として加えることにより生じた条の繰下げ及び引用条項の整理を行っておりますので、こちらにつきましては、後ほどご覧をお願いします。

恐れ入りますが、29ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第60号については、以上でございます。

続きまして、議案書の34ページをお開き願います。

議案第61号は、常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が本年6月16日に公布され、その一部が同年8月2日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、36ページをお開き願います。

回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合について規定しております条例第3条第8号中において引用しております「産業競争力強化法」において定義する特定認証紛争解決事業者については、ご覧のとおり、第2条第15項から第2条第20項に、同じく、特定認証紛争解決手続については、同条第16項から同条第21項へそれぞれ改正されたことに伴い、項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、35ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第61号については、以上でございます。

続きまして、議案第62号は、恐れ入りますが、別冊の議案書、議案第62号常陸太田市第6次総合計画後期基本計画についてをご覧願います。こちらの別冊の冊子でございます。

表紙を1枚おめくり願います。

提案理由でございますが、常陸太田市第6次総合計画の後期基本計画を定めるため、常陸太田市議会基本条例第13条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお開き願います。

1は、後期基本計画策定の趣旨でございます。

本市は、まちづくりの基本的な指針として、常陸太田市第6次総合計画を平成28年度に策定し、将来像に掲げる「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」の実現に向け取組を進めてきたところでございますが、この間、全国的な少子高齢化・人口減少社会の到来、地球規模での深刻化する環境問題、さらには新型コロナウイルス感染症の蔓延や自然災害の発生など、取り巻く環境が大きく変化しております。

本市におきましては、現在、様々な課題に対応するため、子育て支援や移住・定住支援、魅力

ある市街地の形成・雇用の促進等に向けた東部土地区画整理事業、交通網の早期完成に向けた広域幹線道路の整備等を推進しており、これら各種施策を推進し、まちの将来像を実現するためには、まちづくりの担い手である市民や事業者等の参画が必要です。

そのような中、本市の地域特性、市民ニーズ、社会経済情勢や自然環境の変化等を踏まえ、引き続き、持続可能で自立したまちを目指すため、基本構想に掲げた基本方針の下、今後5年間に、市民等と共に取り組む施策について示す常陸太田市第6次総合計画後期基本計画を策定するものでございます。

2ページをお開き願います。

2は、総合計画の概要でございますが、総合計画は、①の長期ビジョンである10年間の基本構想、②の中期ビジョンである5年間の基本計画、③の毎年度具体的な事業のPDCAを進行するために策定する3年間の実施計画の3部から構成されております。

ページの右下の第6次総合計画における計画期間をご覧ください。

このたび策定いたします後期基本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の中期ビジョンとして、基本構想で定められた基本目標を実現するための基本的な計画と施策を総合的・体系的に示すものでございます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして、32ページをお開き願います。

項目の7は、前期基本計画におけます政策ごとの主要な成果と課題でございます。32ページから34ページにかけまして、前期基本計画の施策の検証に基づく主要な成果と課題を記載しております。なお、内容につきましては、過日の市議会全員協議会において資料によりご説明させていただいておりますので、恐れ入りますが、この場での説明は割愛させていただきます。

36ページをお開き願います。

基本目標の考え方と後期基本計画施策体系でございます。

基本構想には、まちの将来像実現のために、具体的な目標として基本目標ⅠからⅢを、また、これらの具体的な目標を推進するために、共通に関わる目標として基本目標Ⅳを掲げられており、これらにひもづく政策が合計9つございます。後期基本計画は、施策体系に記載のとおり、4つの基本目標にひもづく、9つの政策と30の基本施策を推進することで、計画の推進を図ることとしております。

続きまして、右側の37ページをご覧ください。

後期基本計画とSDGsとの関係等について記載しております。

後期基本計画におけるSDGsの位置づけにつきましては、持続可能で自立したまちづくりに向けて、後期基本計画の各施策分野にSDGsの目指す17の目標を関連づけて各施策に反映させ、総合計画とSDGsを一体的に推進していくこととしております。

なお、38ページ及び39ページにSDGsと自治体行政の関係を、さらに、40ページ及び41ページに基本施策とSDGsの関係をそれぞれ記載しておりますので、恐れ入りますが、後ほどお読み取り願います。

続きまして、後期基本計画の構成について、基本目標ごとにご説明いたします。

恐れ入ります。47ページをお開き願います。

初めに、基本目標Ⅰ、「安心して働くことのできる仕事の場づくり」におきましては、地域内経済の循環と活性化を図り、暮らし続けられる環境をつくるため、誰もが安心して働くことのできる仕事の場づくりを推進するとともに、定住人口の維持・増加や拡大等に向けて、既存産業の活性化や新たな企業誘致、観光振興施策等に取り組みます。

なお、前期基本計画と同様、達成度を定量的に把握できるよう、基本目標ごとに成果指標を設定しております。

基本目標Ⅰの成果指標といたしましては、市内総生産額及び地域経済循環率を設定いたしました。

48ページをお開き願います。

基本目標Ⅰの達成のために、政策として、「産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり」を掲げ、基本施策といたしまして、働く機会の創出、地域特性を活かした農林水産業の振興、商工業の振興と地域内経済の循環促進、地域資源に磨きをかけた観光の振興の4つを設定いたしまして、これら基本施策ごとに合計17の施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、49ページから55ページにかけて記載しておりますので、こちらも後ほどお読み取り願います。

恐れ入ります、56ページをお開き願います。

続きまして、基本目標Ⅱ、「夢を育み健やかに生きるひとづくり」におきましては、市民の誰もが夢や生きがいを持ち、健康で文化的な暮らしができるまちづくりを推進し、安心して子育てをすることができる環境づくり、未来を担う子どもたちが心豊かに学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、生涯にわたる社会参加や文化的活動、スポーツ活動ができる機会の創出を推進していくこととしております。

成果指標といたしましては、昨年度に策定いたしました第2期人口ビジョンより合計特殊出生率を、後期基本計画策定に当たり実施いたしました市民アンケートより子どもたちの地域への愛着度を、常陸太田市健康増進計画より三大生活習慣病による年間死亡率及び1人当たりの医療費を設定したところでございます。

58ページをお開き願います。

基本目標Ⅱの達成のため、4つの政策を掲げ、9つの基本施策を設定いたしまして、これら基本施策ごとに合計38の施策を実施することとしております。

政策の1は、「安心して子育てのできる環境づくり」で、基本施策は子育ての支援とし、ご覧の4つの施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、59ページから60ページにかけて記載しておりますので、こちらも後ほどお読み取り願います。

61ページをお開き願います。

政策の2は、「郷土を愛し未来を拓くひとづくり」で、基本施策は、豊かな心の育成及び魅力ある学校づくりの2つを設定いたしまして、基本施策ごとに合計14の施策を実施することとし

ております。

施策の内容につきましては、62ページから65ページにかけて、こちらも記載してございますので、後ほどお読み取り願います。

66ページをお開き願います。

政策の3は、「夢と生きがいをもって活躍するひとづくり」で、基本施策は、多様な学習機会の支援、多彩な人材の育成と活用、地域文化活動への支援、スポーツ・レクリエーション活動への支援の4つを設定いたしまして、基本施策ごとに合計11の施策を実施することとしております。

こちらも、施策の内容につきましては、67ページから72ページにかけて記載してございますので、後ほどお読み取り願います。

恐れ入ります。73ページをお開き願います。

政策の4は、「健やかに生きるひとづくり」で、基本施策といたしまして、健康づくりへの支援及び地域の支え合いの支援の2つを設定いたしまして、基本施策ごとに合計9つの施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、74ページから77ページにかけて記載してございますので、こちらも後ほどお読み取り願います。

78ページをお開き願います。

続きまして、基本目標のⅢ、「暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり」におきましては、市民の暮らしの基本となる安全・安心を確保し、快適に楽しむことができるまちづくりを推進するため、災害時や日常生活における安全対策を進めるとともに、快適で魅力的な市街地整備や地域公共交通網の充実を図り、移住・定住施策を積極的に進めるとともに、新たなコミュニティの形成に努めることとしております。

成果指標といたしましては、交通事故発生件数、公共交通年間利用者数及び地域コミュニティ設立数を設定いたしました。

80ページをお開き願います。

基本目標Ⅲの達成のため、3つの政策を掲げ、13の基本施策を設定し、これら基本施策ごとに合計35の施策を実施することとしております。

政策の1は、「安全・安心なまちづくり」で、基本施策は、犯罪のないまちづくり、災害に強いまちづくり、医療体制の整備、交通安全対策及び安全な消費生活の支援の5つを設定いたしまして、基本施策ごとに合計14の施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、81ページから89ページにかけて記載しておりますので、こちらも後ほどお読み取り願います。

恐れ入ります。90ページをお開き願います。

政策の2は、「快適で魅力のあるまちづくり」で、基本施策は、良好で魅力のある市街地の整備、公共交通体系の再編充実、道路の整備、上下水道の整備及び、自然及び生活環境の保全の5つを設定いたしまして、基本施策ごとに合計13の施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、91ページから99ページにかけて記載しておりますので、こちらもお読み取り願います。

恐れ入ります。100ページをお開き願います。

政策の3は、「地域の特性を活かしたコミュニティづくり」で、基本施策は、結婚・定住の推進、市民の地域活動への支援及び男女共同参画社会の促進の3つを設定いたしまして、基本施策ごとに合計8つの施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、101ページから106ページにかけて記載しておりますので、こちらもお読み取り願います。

107ページをお開き願います。

最後に、基本目標のIV、「計画の推進のために」を掲げ、基本目標の達成に向け、市民等との情報共有に努め、産学金等との連携により、まちづくりの推進を図り、複雑・多様化する社会環境の変化や市民ニーズ等に対応していくため、行政経営基盤の強化を図るとともに、自主性・自立性の高い健全な財政運営に努めることとしております。

成果指標といたしましては、経常収支比率及び実質公債費比率を設定いたしました。

108ページをお開き願います。

基本目標IVの達成のため、政策として「行政力改革」を掲げ、基本施策として、情報の共有と受信機能の強化、広域連携・産学金官連携の強化、デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化、及び自主性・自立性の高い財政運営の4つを設定いたしまして、これら基本施策ごとに合計11の施策を実施することとしております。

施策の内容につきましては、109ページから114ページにかけて記載しておりますので、こちらもお読み取り願います。

以上、後期基本計画では、基本構想で定めた施策の方向性を実現するための基本的な計画と施策を総合的・体系的に示しますとともに、基本目標ごとに設定いたしました成果指標などにより、各施策の達成度を見極めながら、着実に推進してまいりたいと考えております。

議案第62号については、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

議案書の37ページをお開き願います。

議案第63号は、茨城北農業共済事務組合の解散についてでございます。

「地方自治法」第288条の規定により、令和4年3月31日をもって茨城北農業共済事務組合を解散することについて、関係市町村と協議をするため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、「農業保険法」第95条の規定により、共済事業の効率化を図るため、同年4月1日に茨城県内4団体による新組合を設立することに伴い、茨城北農業共済事務組合を解散するものでございます。

38ページをお開き願います。

茨城北農業共済事務組合の解散に関する協議書でございます。ご覧のとおり、本市を含む9つ

の関係市町村において、それぞれの議会の議決を経て、解散に関する協議を行うものでございます。

議案第63号については、以上でございます。

続きまして、議案書39ページをお開き願います。

議案第64号は、茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

「地方自治法」第289条の規定により、茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産を処分することについて、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、議案第63号においてご審議いただきます茨城北農業共済事務組合の解散に伴い、その財産を処分するものでございます。

40ページから42ページにかけては、茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書を付けてございますが、処分の方法につきまして、現在の財産につきましては、新たに設立をいたします、いばらき広域農業共済組合、及び関係市町村に帰属することとしております。

議案第64号については、以上でございます。

続きまして、議案書の43ページをお開き願います。

こちらの議案第65号から、議案書50ページになります議案第72号までの8議案につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました別紙資料により一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元に配付いたしましたA3横長の資料、令和3年第4回市議会定例会議案第65号から第72号資料、公の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧願います。

1は、事業者募集の状況でございます。

今回事業者を募集しました施設は、議案第65号の常陸太田市高齢者生産活動センターから、議案第72号常陸太田市農畜産物等加工施設までの、本年度末をもって指定管理期間が満了する公の施設10施設でございます。

そのうち、議案第66号、第70号及び第71号の3施設につきましては、募集期間を本年10月1日から10月26日まで、なお、議案第70号の施設につきましては、同期間内に応募がありませんでしたので、期間を同年11月9日まで延長し、公募したところでございます。

その結果、各施設ともそれぞれ現在の指定管理者1団体から応募がございました。

議案第65号、第67号、第68号、第69号及び第72号の7施設につきましては、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項第2号の規定により、地域の団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できるものと認められますことから、引き続き非公募施設といたしました。

なお、指定管理予定者の選定につきましては、表の右側、選定欄にございますように、本年1

1月8日、9日及び12日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、審査基準にございますご覧の5項目の基準により、審議の上、選定したところでございます。

大きな2は、指定管理予定者の概要等でございます。

まず、議案第65号の常陸太田市高齢者生産活動センターは、非公募により、公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターを指定管理予定者とするものでございます。

指定期間につきましては、維持管理が主たる業務のため、3年間の指定とする施設ではございますが、当該施設は昭和55年に建設され、老朽化及び現在の耐震基準を満たしていないなどの理由により、市公共施設等再配置計画において、施設の機能移転について検討してありますことから、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間としてございます。

議案第66号の常陸太田市宮齋場は公募により、議案第67号の常陸太田市宮里美齋場、議案第68号の常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター、総合交流ターミナル、及び議案第72号の常陸太田市農畜産物等加工施設は、非公募により、一般財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。

指定期間につきましては、公募とした市宮齋場は、維持管理業務を主たる業務として行う施設のため、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としてございます。

非公募といたしました市宮里美齋場は、維持管理業務を主たる業務として行う施設のため、さらに、農畜産物等加工施設は、製造事業と施設の維持管理を一体的に行う施設であるため、それぞれ3年間の指定とし、里美カントリー牧場、里美温泉保養センター、総合交流ターミナルは、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設であるため、それぞれ5年間の指定とするところではございますが、指定管理予定者の同公社は、平成29年に計画期間5年として策定いたしました経営健全化計画に基づき事業を実施中であり、経営状況注視の観点から、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間としてございます。

議案第69号の常陸太田市道の駅ひたちおおたは、非公募により、常陸太田産業振興株式会社を指定管理予定者とするものでございます。

指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としてございます。

議案第70号の常陸太田市物産センターこめ工房は、応募のありました常陸農業協同組合を指定管理予定者とするものでございます。

指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、5年間とする施設ではございますが、同施設の収支状況を考慮し、本年度より指定管理料を充当しておりまして、今後の経営状況を見守るため、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としてございます。

議案第71号の常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設は、応募のありました特定非営利活動法人Body Productsを指定管理予定者とするものでございます。

指定期間につきましては、体験交流型の宿泊事業と施設の維持管理を一体的に行う施設でありますことから、5年間の指定とするところではございますが、この施設につきましては、指定管

理者制度を導入いたしました令和2年度当初から施設の運営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後も感染症の影響がない状況での運営に至るには、ある程度の期間を要すると判断いたしまして、引き続き運営状況等を注視する観点から、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としてございます。

最後になりますが、参考といたしまして、各指定管理施設に充てる指定管理料、各指定管理予定者の主な実績及び過去3年間の財政状況について記載してございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第65号から議案第72号については、以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第73号ないし議案第79号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第73号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について、議案第74号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第75号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第76号令和3年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第77号令和3年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第78号令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第79号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊、横長の議案書、令和3年第4回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

私からは、議案第73号から議案第75号までの3件についてご説明いたします。

1枚おめくり願います。

議案第73号は、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,436万円を追加し、総額を260億4,756万9,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の15款1項2目衛生費国庫負担金6,246万6,000円及び2段目の同款2項3目衛生費国庫補助金913万7,000円のうち、右側説明の欄2行目、新型コロナウイルスワクチン

接種体制確保事業費補助金902万6,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします新型コロナウイルスワクチン接種事業費の財源といたしまして、合わせまして7,149万2,000円を追加するものでございます。

同じく、右側説明の欄1行目、感染症予防事業費等補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします健康管理システム改修費の財源として11万1,000円を追加するものでございます。

2行お戻りいただきまして、同款同項1目総務費国庫補助金312万4,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします金砂郷支所及び里美支所の電話回線を本庁舎と内線化する経費の財源として、交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

同款同項2目民生費国庫補助金25万8,000円、及び4段目の16款2項2目民生費県補助金25万8,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします児童クラブ備品購入費の財源として、合わせまして51万6,000円を追加するものでございます。

1段お戻りいただきまして、3段目の同款1項1目民生費県負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします特別会計繰出金の減額による補正でございます。

4段目の同款2項4目農林水産業費県補助金の補正につきましては、経営所得安定対策等推進事業費の財源として交付されます県補助金が見込みよりも減額となったことに伴う補正でございます。

9ページをご覧ください。

中段の19款繰入金の補正につきましては、今回の補正の財源として財政調整基金からの繰入金862万6,000円を追加するものでございます。

最下段の21款4項3目雑入の補正につきましては、後期高齢者医療療養給付費前年度負担金の確定により5,359万1,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

1段目の2款1項1目一般管理費の補正につきましては、昨年度ご寄附いただきました市民から、諸般の事情により返還を希望する申出がありましたことから、事情を酌み取り、寄附金を返還することといたしまして、頂いた寄附金相当額500万円を追加するものでございます。

同款同項7目支所費の補正につきましては、本庁舎との内線化が未整備でありました金砂郷支所及び里美支所の電話回線を本庁舎と内線化するため、電話交換機の入替え工事及び対応電話機を購入する費用として、工事請負費及び備品購入費、合わせまして312万4,000円を追加するものでございます。

この措置は、宮田市長が就任後に改めて行いました施設点検により、市民サービス向上のため早急に改善すべき事項の一環として取り組むものでございまして、支所間及び支所・本庁間の転送を可能とし、今後においては、市民からの問合せ等により迅速かつ的確に対応できる体制を整

えるものでございます。

同款同項15目諸費のうち、右側説明の欄1行目、国庫支出金精算返還金の補正につきましては、令和2年度生活保護費国庫負担金等の精算に伴う返還金として、5,333万9,000円を追加するものでございます。

2段目の3款1項5目老人医療給付費の補正につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する基盤安定納付金の確定に伴い、特別会計繰出金364万3,000円を減額するものでございます。

3段目の3款2項4目児童クラブ費の補正につきましては、金砂郷地区小学校の統合に伴い、久米幼稚園園舎の一部を児童クラブとして活用するため、必要な備品を購入する費用として、77万6,000円を追加するものでございます。

最下段の4款1項2目予防費の補正につきましては、本年9月22日付で厚生労働省より3回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するよう要請があったこと、及び、1回目及び2回目の接種率が見込みよりも向上したことに伴い必要となる10節需用費から12節委託料までの経費、合わせまして7,149万2,000円を追加するものでございます。

なお、12節委託料のうち、右側説明の欄1行目、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の補正につきましては、医療機関が実施する個別接種の委託料として6,246万6,000円を、同じく、説明の欄3行目、コールセンター委託料の補正につきましては、コールセンターの開設を令和4年3月まで延長する委託料として602万9,000円を追加するものでございます。

同款同項4目健康増進事業費の補正につきましては、厚生労働省の令和3年度感染症予防事業費補助金について、本年11月1日に内示があったことに伴う補正でございます。

国が進める健診結果等の情報を電子化し、マイナンバーを活用して、医療機関や市町村間での情報連携や、本人や家族の正確な把握に活用できる仕組みに対応するため、本市の健康管理システムを改修する費用といたしまして、26万4,000円を追加するものでございます。

3段目の5款1項8目農地利活用対策事業費のうち、右側説明の欄2行目、経営所得安定対策等推進事業費の補正につきましては、常陸太田地域農業再生協議会への事務等経費補助金について、財源である茨城県からの補助金交付額が見込みよりも減額となったことに伴い、154万4,000円を減額するものでございます。

同じく、右側説明の欄5行目、農地利活用推進費の補正につきましては、農業経営の安定化及び米の価格安定化を目的に実施する経営所得安定対策推進事業において、主食用米から飼料用米への転作面積が見込みよりも増加したことに伴い、交付金502万3,000円を追加するものでございます。

12ページをお開き願います。

2段目の7款6項1目住宅管理費の補正につきましては、市公共施設の再配置計画に基づき用途を廃止する市営住宅に係る入居者の移転者数が見込みよりも増加したことに伴いまして、その移転補償金52万8,000円を追加するものでございます。

3段目の9款1項3目教育指導費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大

の影響により、来日が未定となっております新たな外国語指導助手2名が今月から本市において勤務することとなったことに伴いまして、その人件費として、報酬及び共済費、合わせまして192万2,000円を追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。

4ページの第2表は、債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、来年4月当初からの業務開始に当たり、今年度中に契約事務を進める必要がございます記載の15件につきまして、それぞれの期間における限度額の範囲において、債務の負担を行うものでございます。

議案第73号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第74号をお開き願います。

議案第74号は、令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ683万1,000円を追加し、総額を53億4,221万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

6款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳出予算の財源として追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧願います。

歳出でございます。

7款1項3目償還金の補正につきましては、特定健康診査等分に係る特別交付金の令和2年度事業実績に伴う返還金でございます。

議案第74号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第75号をお開き願います。

議案第75号は、令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ364万3,000円を減額いたしまして、総額を8億3,991万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金の補正につきましては、本年度の額の確定に伴う減額でございます。

歳入は以上でございます。

7 ページをご覧ください。

歳出でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、低所得者等における保険料軽減分の市負担金確定に伴う減額でございます。

議案第 7 5 号につきましては、以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、議案第 7 6 号から議案第 7 9 号までの 4 件につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、横長の議案書、令和 3 年第 4 回常陸太田市議会定例会補正予算書の議案第 7 6 号のページをお開き願います。

議案第 7 6 号は、令和 3 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 ページをお開き願います。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましてはご覧のとおりでございます。支出の第 1 款第 3 項補助金返還金を 2 5 5 万 5, 0 0 0 円補正するものでございます。

第 3 条は、債務負担行為の補正でございます。表中、2 段目の水道事業浄水場等運転管理及び工業計器保守点検業務、及び 3 段目の水道事業量水器等検針業務につきまして、来年 4 月当初からの業務開始に当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1 2 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款 3 項 1 目 1 節の国庫補助金返還金の補正でございますが、水道事業会計における令和 2 年度の特典収入割合が 5 % 以下となりましたため、「消費税法」及び国庫補助金交付要綱の規定に基づきまして、令和 2 年度に実施いたしました瑞龍浄水場自家発電設備工事、及び令和元年東日本台風により被害を受けました花房取水場電気計装設備・新地浄水場沈殿池機械電気設備復旧工事に対する国庫補助金に係る消費税相当額を国へ返還することとなりましたため、2 5 5 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。

なお、2 ページから 1 1 ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと思います。と存じます。

議案第76号は、以上でございます。

続きまして、議案第77号は、令和3年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。工業用水道事業浄水場等運転管理及び工業計器保守点検業務について、来年4月当初からの業務開始に当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、限度額を1,655万5,000円といたしまして、債務の負担を行うものでございます。

なお、2ページに債務負担行為に関する調書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第77号は、以上でございます。

続きまして、議案第78号は、令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。来年4月当初からの業務開始に当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものですが、表中、1段目の簡易水道事業浄水場等運転管理及び工業計器保守点検業務につきましては、来年4月より新たに民間委託をするものがございます。

なお、2ページに債務負担行為に関する調書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第78号は、以上でございます。

続きまして、議案第79号は、令和3年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量の補正でございますが、(3)の主要な建設改良事業につきまして、833万9,000円を補正するものがございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。支出の第1款第2項の営業外費用を671万9,000円補正するものがございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましては、ご覧のとおりでございます。収入の第1款第4項補助金を718万8,000円補正いたしますとともに、支出の第1款第1項建設改良費を833万9,000円補正するものがございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款 2 項 2 目 1 節のその他雑支出の補正につきましては、令和 2 年度からの繰越事業として実施しております東部土地区画整理事業に伴う雨水幹線整備工事、及び資本的支出予算において補正をいたします戸別合併処理浄化槽設置工事に対する国庫補助金に係る消費税相当額を費用化いたしますため、合わせまして 6 7 1 万 9, 0 0 0 円を追加するものでございます。

続きまして、1 2 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 4 項 1 目 1 節の国庫補助金の補正でございますが、資本的支出予算において補正をいたします戸別合併処理浄化槽設置工事の財源といたしまして、循環型社会形成推進交付金 7 1 8 万 8, 0 0 0 円を追加するものでございます。

続いて、支出でございます。

1 款 1 項 1 目 2 節の工事費の補正につきましては、戸別合併処理浄化槽の設置工事費について補正するものでございまして、当初において見込みました設置基数 5 5 基に対し、本年度 5 4 基の設置申込みがございましたが、設置場所の状況から、標準的な工事に加えまして、圧送ポンプや蒸発散槽の設置を必要とする申込みが増えましたため、工事費 8 3 3 万 9, 0 0 0 円を追加させていただくものでございます。

なお、議案書の 2 ページから 1 0 ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第 7 6 号から議案第 7 9 号につきまして、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は 1 2 月 3 日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前 1 1 時 2 3 分散会